

福島県農林水産部用地調査等委託業務事務処理要領 新旧対照表

新	旧
<p>用地調査等業務共通仕様書</p> <p><u>令和7年7月</u></p> <p>(略)</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(8) 「業務従事者」とは、<u>主任</u>技術者の下で用地調査等業務に従事させる者 で、受注者が定めた者をいう。</p> <p>(略)</p> <p><u>(29) 「情報共有システム」とは、上さ職員及び受注者の間の情報を電子的に 交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。</u></p> <p><u>(30) ～ (49)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(55) 「仮住居要領」とは、中央用対が定める仮住居棟に要する費用に関する 調査算定要領(案)をいう。</u> <u>この場合において、仮住居要領第1条中「基準細則」とあるのは「運用方 針」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>(56) 「家賃減収要領」とは、中央用対が定める家賃減収補償調査算定要領 (案)をいう。</u> <u>この場合において、家賃減収要領第1条中「基準細則第17-2」とあるのは 「運用方針第19」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>(57) 「借家人要領」とは、中央用対が定める借家人補償調査算定要領(案) をいう。</u> <u>この場合において、借家人要領第1条中「基準細則」とあるのは「運用方 針」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>用地調査等業務共通仕様書</p> <p><u>令和6年7月</u></p> <p>(略)</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(8) 「業務従事者」とは、<u>管理</u>技術者の下で用地調査等業務に従事させる者 で、受注者が定めた者をいう。</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(29) ～ (48)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

福島県農林水産部用地調査等委託業務事務処理要領 新旧対照表

新	旧
<p><u>(58) 「移転雑費要領」とは、中央用対が定める移転雑費算定要領（案）という。</u></p> <p><u>この場合において、移転雑費要領第1条中「基準細則第21」とあるのは「運用方針第22」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第4条～第12条（略） （提出物書類）</p> <p>第13条（略）</p> <p><u>4 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で、受注時は契約後速やかに、登録内容の変更時は変更があった日から速やかに、完了時は業務完了後速やかに、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする。（担当技術者の登録は8名までとする）。</u></p> <p><u>また、受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札である」にチェックをした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。</u></p> <p><u>また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督員に送信される。なお、変更時と完了時の間が、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日を除き15日間に満たない場合は、変更時の登録申請江尾省略できるものとする。</u></p> <p><u>また、本業務の完了後において、訂正または削除する場合においても、同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上、登録機関に申請しなければならない。</u></p>	<p><u>（新規）</u></p> <p>第4条～第12条（略） （提出物書類）</p> <p>第13条（略）</p> <p><u>4 受注者は、監督員と受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。</u></p>

福島県農林水産部用地調査等委託業務事務処理要領 新旧対照表

新	旧
<p>(打合せ等) 第14条 (略) <u>4 打合せ(対面)の想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。</u> <u>5 ~ 7</u> 第14条の2 (略) (業務計画書) 第15条 (略) 2 (略) (4) <u>業務組織計画</u> (略) 第16条 ~ 第19条 (略) (成果品の提出) 第20条 (略) <u>3 受注者は、成果品において使用する計量単位は、国際単位系(SI)とする。</u> <u>4 原則として全ての調査業務に対して電子納品の対象とする。電子納品とは、「調査、設計などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「福島県電子納品ガイドライン【業務委託編】」に示されたファイルフォーマット等に基づいて作成されたものを指す。</u> <u>なお、「委託ガイドライン」で特に記載がない項目については、監督員と協議のうえ決定するものとする。</u> <u>5 原則、紙媒体と電子媒体の両方による納品は行わないものとし、電子納品対象項目、成果品納品、検査方法等について、監督員との電子納品に関する事前協議(以下、「事前協議」という。)により決定するものとする。</u></p>	<p>(打合せ等) 第14条 (略) (新設) <u>4 ~ 6</u> 第14条の2 (略) (業務計画書) 第15条 (略) 2 (略) (4) <u>調査組織計画</u> (略) 第16条 ~ 第19条 (略) (成果品の提出) 第20条 (略) <u>3 受注者は、「電子納品運用ガイドライン【業務委託編】(平成31年4月 福島県土木部)及び同一農林水産土木業務委託補足編一」(以下、「委託ガイドライン」という。)に基づいて作成した電子データ及びこれを出力した紙により成果品を提出するものとする。「委託ガイドライン」で特に記載が無い項目については、監督員と協議のうえ決定するものとする。</u> (新設)</p>

福島県農林水産部用地調査等委託業務事務処理要領 新旧対照表

新	旧
<p><u>6 成果品の提出は、「福島県電子納品運用ガイドライン【業務委託編】」に基づき、事前協議により決定する。</u> <u>なお、「福島県電子納品運用ガイドライン【業務委託編】」で特に記載がない場合あるいは電子データ化が困難な場合については、監督員と協議のうえ電子データ化の是非を決定する。</u></p> <p><u>7 成果品の提出の際には、目視及び電子納品チェックシステム等により「福島県電子納品運用ガイドライン【業務委託編】」に適合していること、CADソフト付属のチェック機能等によりCAD製図基準に適合していることのチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。</u></p> <p><u>8 受注者は、機械ボーリングで得られたボーリング柱状図、土質試験結果一覧表の成果について、発注者に提出するとともに、「一般財団法人国土盤情報センター」の検定を受けた上で、「国土盤情報データベース」に登録しなければならない。地盤情報の公開・利用の可否については、受発注者間における事前協議により決定し、受注者成果物データにおいても「公開可否」を記入した上で、検定の申込を行うこととする。</u> <u>また、受注者は、電子納品の際に、一般財団法人国土盤情報センターから受領した検定証明書（PDFファイル）を福島県電子納品ガイドライン【業務委託編】に規定されている格納フォルダ BORING/OTHERS に格納することをもって、提出する成果が検定済みであることを報告することとする。</u></p> <p>第21条 ～ 第25条 （略） （履行期間の変更） 第26条 （略）</p> <p><u>4 契約書に基づき発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は速やかに作業工程表を修正し提出しなければならない。</u></p>	<p><u>（新設）</u></p> <p>第21条 ～ 第25条 （略） （履行期間の変更） 第26条 （略） <u>（新設）</u></p>

福島県農林水産部用地調査等委託業務事務処理要領 新旧対照表

新	旧
<p>第 37 条 (略)</p> <p><u>(低価格入札業務の履行状況調査)</u></p> <p><u>第 37 条の 2 低入札価格調査制度適用業務の場合、調査基準価格 (非公表) を下回る価格で契約した場合には、受注者は下記の事項に協力しなければならない。</u></p> <p><u>受注者は、低入札価格調査で受注者が説明した内容の履行状況を確認するために発注者が業務完了後に調査を実施する場合、当該調査に応じるものとする。</u></p> <p>第 38 条 ～ 第 42 条 (略)</p> <p><u>(業務情報共有化 (業務情報共有システム (ASP))</u></p> <p><u>第 42 条の 2 受注者は、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。</u></p> <p><u>また、情報を交換・共有するにあたっては、原則、業務情報共有システム (ASP) を活用することとし、最新版の「福島県における情報共有システムの活用ガイドライン」に基づくこととする。</u></p> <p><u>なお、業務で使用する情報共有システムは、最新版の「業務履行中における受発注者間の情報共有システム機能要件」を満たすものとし、システムのサービス提供者との契約は受注者が行うものとする。</u></p> <p>第 43 条 ～ 第 52 条 (略)</p> <p>第 53 条 建物の登記記録の調査は、<u>第 51 条</u>で作成した地図から調査区域内に存する建物に係わる次の各号に掲げる登記事項について行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第 54 条 ～ 第 81 条 (略)</p>	<p>第 37 条 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第 38 条 ～ 第 42 条 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第 43 条 ～ 第 52 条 (略)</p> <p>第 53 条 建物の登記記録の調査は、<u>第 50 条</u>で作成した地図から調査区域内に存する建物に係わる次の各号に掲げる登記事項について行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第 54 条 ～ 第 81 条 (略)</p>

福島県農林水産部用地調査等委託業務事務処理要領 新旧対照表

新	旧
<p>(木造建物)</p> <p>第82条 木造建物〔Ⅰ〕の調査は、<u>軸組工法により建設されている木造建設にあっては、建物要領別添一の一木造建物調査積算要領〔軸組工法〕(以下「木造建物要領〔軸組工法〕」という。)</u>により行うものとし、<u>ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法により建設されている木造建物にあっては、建物要領別添一の二木造建物調査積算要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕(以下「木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕」という。)</u>により行うものとする。</p> <p>2 木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の調査は、<u>木造建物要領〔軸組工法〕又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕のいずれか</u>を準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(木造特殊建物)</p> <p>第83条 木造特殊建物の調査は、<u>木造建物要領〔軸組工法〕を準用して行うほか、当該建物の推定再建設費の積算が可能となるよう行う。</u></p> <p><u>2 前項の実施に当たっては、取扱要領第7条の各項目別補正率表に掲げる補正項目に係る建物の各部位の補修等の有無を調査するものとする。</u></p> <p>第84条 ～ 第91条 (略)</p> <p>(建物等の配置図の作成)</p> <p>第92条 (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>⑥ 構造概要・<u>建築工法</u></p> <p>(略)</p>	<p>(木造建物)</p> <p>第82条 木造建物〔Ⅰ〕の調査は、<u>建物要領別添一の一木造建物調査積算要領(以下「木造建物要領という。)</u>により行うものとする。</p> <p>2 木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の調査は、<u>木造建物要領</u>を準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(木造特殊建物)</p> <p>第83条 木造特殊建物の調査は、<u>前条第2項及び第3項を準用するものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第84条 ～ 第91条 (略)</p> <p>(建物等の配置図の作成)</p> <p>第92条 (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>⑥ 構造概要 _____</p> <p>(略)</p>

福島県農林水産部用地調査等委託業務事務処理要領 新旧対照表

新	旧
<p>(木造建物)</p> <p>第94条 (略)</p> <p>2 木造建物〔Ⅰ〕の図面及び調査書は、<u>木造建物要領〔軸組工法〕又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕のいずれか</u>により作成するものとする。</p> <p>3 木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の図面及び調査書は、<u>木造建物要領〔軸組工法〕又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕のいずれか</u>を準用して作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(木造特殊建物)</p> <p>第95条 (略)</p> <p>2 図面は、<u>木造建物要領〔軸組工法〕</u>を準用して作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 調査書は、<u>木造建物要領〔軸組工法〕</u>に準じ、次の各号により作成するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第96条 ～ 第104条 (略)</p> <p>(法令に基づく施設改善費用に係る運用益損失額の算定)</p> <p>第105条 既設の施設を法令の規定に適合させるために必要となる最低限の改善費用に係る運用益損失額の算定は、<u>第81条</u>の調査結果から当該建物又は工作物が既存不適格物件であると認める場合に、運用方針<u>第15第7項</u>の定めるところにより行うものとする。</p> <p>(木造建物)</p> <p>第106条 木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第94条で作成した図面及び調査書を基に、木造建物〔Ⅰ〕については<u>木造建物要領〔軸組工法〕又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕のいずれか</u>により、当該建物の推定再建築費を積算するものとする。</p>	<p>(木造建物)</p> <p>第94条 (略)</p> <p>2 木造建物〔Ⅰ〕の図面及び調査書は、<u>木造建物要領</u>により作成するものとする。</p> <p>3 木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の図面及び調査書は、<u>木造建物要領</u>を準用して作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(木造特殊建物)</p> <p>第95条 (略)</p> <p>2 図面は、<u>木造建物要領</u>を準用して作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 調査書は、<u>木造建物要領</u>に準じ、次の各号により作成するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第96条 ～ 第104条 (略)</p> <p>(法令に基づく施設改善費用に係る運用益損失額の算定)</p> <p>第105条 既設の施設を法令の規定に適合させるために必要となる最低限の改善費用に係る運用益損失額の算定は、<u>第93条</u>の調査結果から当該建物又は工作物が既存不適格物件であると認める場合に、運用方針<u>第15第3項</u>の定めるところにより行うものとする。</p> <p>(木造建物)</p> <p>第106条 木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第94条で作成した図面及び調査書を基に、木造建物〔Ⅰ〕については<u>木造建物要領</u>により、当該建物の推定再建築費を積算するものとする。</p>

福島県農林水産部用地調査等委託業務事務処理要領 新旧対照表

新	旧
<p>なお、木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の推定再建築費の積算に当たっては、<u>木造建物要領〔軸組工法〕第2条第3項又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕第2条第3項のいずれか</u>に定めるところによるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(木造特殊建物)</p> <p>第107条 木造特殊建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第95条で作成した図面及び調査書を基に積算するものとする。</p> <p>なお、その積算に当たっては、<u>木造建物要領〔軸組工法〕第2条第3項</u>に定めるところによるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第108条 ～ 第117条 (略)</p> <p>(居住者等に関する調査)</p> <p>第118条 (略)</p> <p>3 前2項の調査は、<u>住民票、賃貸借契約書等の確認のほか、仮住居要領、家賃減収要領又は借家人要領</u>により行うものとする。</p> <p>第119条 (略)</p> <p>(調査書の作成)</p> <p>第120条 (略)</p> <p>2 居住者等に関する調査書は、第118条の調査結果を基に居住者調査表(様式7-5-1、7-5-2)により作成することとし、<u>建物を借家・借間している者がいる場合においては、家賃減収要領</u>により作成するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>なお、木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の推定再建築費の積算に当たっては、<u>木造建物要領第2条第3項</u>に定めるところによるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(木造特殊建物)</p> <p>第107条 木造特殊建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第95条で作成した図面及び調査書を基に積算するものとする。</p> <p>なお、その積算に当たっては、<u>木造建物要領第2条第3項</u>に定めるところによるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第108条 ～ 第117条 (略)</p> <p>(居住者等に関する調査)</p> <p>第118条 (略)</p> <p>3 前2項の調査は、<u>賃貸借契約書、住民票等</u>により行うものとする。</p> <p>第119条 (略)</p> <p>(調査書の作成)</p> <p>第120条 (略)</p> <p>2 居住者等に関する調査書は、第118条の調査結果を基に居住者調査表(様式7-5-1、7-5-2)に<u>所定の事項を記載すること</u>により作成するものとする。</p> <p>(略)</p>

福島県農林水産部用地調査等委託業務事務処理要領 新旧対照表

新	旧
<p>(補償額の算定)</p> <p>第121条 (略)</p> <p><u>2 仮住居等に要する費用、家賃減収補償及び借家人補償の算定は、前条第2項で作成した資料等を基に仮住居要領、家賃減収要領及び借家人要領により行うものとする。</u></p> <p><u>3 動産移転料の算定は、前条第3項で作成した資料を基に動産要領により行うものとする。この場合において、美術品等の特殊な動産で、専門業者でなければ移転料の算定が困難と認められるものについては、専門業者の見積書を徴するものとする。営業に関する補償額の算定は、<u>監督員</u>から営業補償の方法につき指示を受けるほか、建物及び工作物の移転料の算定業務が当該請負契約の対象とされていないときは、これらの移転工法の教示を得た上で、行うものとする。</u></p> <p><u>4 移転雑費の算定は、移転雑費要領により行うものとする。</u></p> <p>第122条～第133条 (略)</p> <p>(補償概算額の算定)</p> <p>第134条 前条で作成する移転計画案(2又は3案)の補償概算額の算定は、<u>第130条から前条まで</u>作成した調査書及び図面を基に行うものとする。</p> <p>第135条～第136条 (略)</p> <p>(敷地使用実態の調査)</p> <p>第137条 (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>② <u>第125条第6号</u>の製品等の製造(加工)工程又は商品等の流れ(図式化したもの)</p> <p>(略)</p>	<p>(補償額の算定)</p> <p>第121条 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>2 動産移転料の算定は、前条第3項で作成した資料を基に動産要領により行うものとする。この場合において、美術品等の特殊な動産で、専門業者でなければ移転料の算定が困難と認められるものについては、専門業者の見積書を徴するものとする。営業に関する補償額の算定は、<u>監督職員</u>から営業補償の方法につき指示を受けるほか、建物及び工作物の移転料の算定業務が当該請負契約の対象とされていないときは、これらの移転工法の教示を得た上で、行うものとする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第122条～第133条 (略)</p> <p>(補償概算額の算定)</p> <p>第134条 前条で作成する移転計画案(2又は3案)の補償概算額の算定は、<u>第130条から第133条まで</u>作成した調査書及び図面を基に行うものとする。</p> <p>第135条～第136条 (略)</p> <p>(敷地使用実態の調査)</p> <p>第137条 (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>② <u>第124条第6号</u>の製品等の製造(加工)工程又は商品等の流れ(図式化したもの)</p> <p>(略)</p>

福島県農林水産部用地調査等委託業務事務処理要領 新旧対照表

新	旧
<p>第138条～第151条 (略) (権利者等に対する説明)</p> <p>第152条 権利者等に対する説明は、次の各号により行うものとする。 (1) 権利者等との面接は、2名以上の者を一組として行うこと。ただし、やむを得ず面接以外の方法による場合は、あらかじめ<u>監督員</u>にその方法等について確認すること。 (略)</p> <p>第153条～第156条 (略) (水準測量)</p> <p>第157条 (略) 2 前項により難しい場合は、<u>監督員</u>の指示により必要な調査を行うものとする。</p> <p>第158条～第161条 (略) (説明資料の作成等)</p> <p>第162条 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、<u>監督員</u>の指示により、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について監督員と協議するものとする。 (略) (権利者に対する説明)</p> <p>第163条 権利者に対する説明は、<u>監督員</u>の指示により、次の各号に掲げる業務を行うものとする。 (1) 権利者との面接は、2名以上の者を一組として行うこと。ただし、やむを得ず面接以外の方法による場合は、あらかじめ<u>監督員</u>にその方法等について確認すること。 (略)</p>	<p>第138条～第151条 (略) (権利者等に対する説明)</p> <p>第152条 権利者等に対する説明は、次の各号により行うものとする。 (1) 権利者等との面接は、2名以上の者を一組として行うこと。ただし、やむを得ず面接以外の方法による場合は、あらかじめ<u>監督職員</u>にその方法等について確認すること。 (略)</p> <p>第153条～第156条 (略) (水準測量)</p> <p>第157条 (略) 2 前項により難しい場合は、<u>監督員</u>の指示により必要な調査を行うものとする。</p> <p>第158条～第161条 (略) (説明資料の作成等)</p> <p>第162条 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、<u>監督職員</u>の指示により、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について監督員と協議するものとする。 (略) (権利者に対する説明)</p> <p>第163条 権利者に対する説明は、<u>監督職員</u>の指示により、次の各号に掲げる業務を行うものとする。 (1) 権利者との面接は、2名以上の者を一組として行うこと。ただし、やむを得ず面接以外の方法による場合は、あらかじめ<u>監督職員</u>にその方法等について確認すること。 (略)</p>

福島県農林水産部用地調査等委託業務事務処理要領 新旧対照表

新	旧
<p>第164条～第193条（略） （登記及び権利に関する調査）</p> <p>第194条 登記所備付け地図の転写は第51条を、土地の登記記録の調査は第52条を、権利者の確認調査は第54条をそれぞれ準用するものとし、当該地周辺の登記及び権利関係の阻害要因を調査するものとする。</p> <p>第195条～第196条（略） （阻害要因の調査分析及び取りまとめ）</p> <p>第197条 <u>第192条から前条までの</u>調査における阻害要因を分析の上、阻害要因等特定調査票（様式22-1、22-2）に取りまとめ、施設別及び次に掲げる類型別に整理するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第198条（略） <u>（用地補償処理計画（案）の作成）</u></p> <p><u>第199条 事業計画、工事实施計画及び前条において取りまとめた阻害要因等特定調査票を基に、施設別に用地補償処理の期間等を表記した用地補償処理計画（案）を作成するものとする。</u></p> <p><u>2 用地補償処理計画（案）は、用地補償処理計画（案）記載例（様式第23号）を参考に作成するものとする。</u></p> <p>（写真台帳の作成）</p> <p>第200条（略）</p>	<p>第164条～第193条（略） （登記及び権利に関する調査）</p> <p>第194条 登記所備付け地図の転写は第52条を、土地の登記記録の調査は第53条を、権利者の確認調査は第55条をそれぞれ準用するものとし、当該地周辺の登記及び権利関係の阻害要因を調査するものとする。</p> <p>第195条～第196条（略） （阻害要因の調査分析及び取りまとめ）</p> <p>第197条 <u>第191条から第195条までの</u>調査における阻害要因を分析の上、阻害要因等特定調査票（様式22-1、22-2）に取りまとめ、施設別及び次に掲げる類型別に整理するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第198条（略） <u>（新設）</u></p> <p>（写真台帳の作成）</p> <p>第199条（略）</p>

福島県農林水産部用地調査等委託業務事務処理要領 新旧対照表

新				旧			
用地調査等業務共通仕様書の様式一覧				用地調査等業務共通仕様書の様式一覧			
用地調査等業務共通仕様書の様式一覧				用地調査等業務共通仕様書の様式一覧			
章	様式番号	様式名	共通仕様書関係条文	章	様式番号	様式名	共通仕様書関係条文
1	1-1	委託業務着手届	13条	1	1-1	委託業務着手届	13条
1	1-2	作業工程表	13条	1	1-2	作業工程表	13条
1	1-3	主任技術者・監査技術者通知書	10条、11条、13条	1	1-3	主任技術者・監査技術者通知書	10条、11条、13条
1	1-4	主任技術者経歴書	10条	1	1-4	主任技術者経歴書	10条
1	1-5	監査技術者経歴書	11条	1	1-5	監査技術者経歴書	11条
1	1-6	主任技術者変更通知書（又は、監査技術者変更通知書）	10条、11条	1	1-6	主任技術者変更通知書（又は、監査技術者変更通知書）	10条、11条
1	1-7	測量打合せ簿	9条、14条、15条等	1	1-7	測量打合せ簿	9条、14条、15条等
1	1-8	確認書	9条	1	1-8	確認書	9条
1	1-9	支給材料受領書	9条	1	1-9	支給材料受領書	9条
1	1-10	支給材料精算（返納）書	9条	1	1-10	支給材料精算（返納）書	9条
1	1-11-1	資料貸与通知書	16条	1	1-11-1	資料貸与通知書	16条
1	1-11-2	資料受領書	16条	1	1-11-2	資料受領書	16条
1	1-11-3	資料返却書	16条	1	1-11-3	資料返却書	16条
1	1-12	【欠番】		1	1-12	【欠番】	
1	1-13	部分使用同意書	30条	1	1-13	部分使用同意書	30条
1	1-14	部分使用同意書	30条	1	1-14	部分使用同意書	30条
1	1-15	部分使用に係る確認検査結果書	30条	1	1-15	部分使用に係る確認検査結果書	30条
1	1-16	委託業務完了届	13条	1	1-16	委託業務完了届	13条
1	1-17	成果品目録	13条	1	1-17	成果品目録	13条
1	参考1-18	監査報告書	20条	1	参考1-18	監査報告書	20条
1	参考1-19	経緯指示書	23条	1	参考1-19	経緯指示書	23条
1	1-20	打合せ記録簿	14条	1	1-20	打合せ記録簿	14条
1	1-21	担当技術者届	12条	1	1-21	担当技術者届	12条
1	1-22	担当技術者変更届	12条	1	1-22	担当技術者変更届	12条
1	1-23	障害物伏除等報告書	19条	1	1-23	障害物伏除等報告書	19条
3	3-1	相続関係説明図	54条	3	3-1	相続関係説明図	54条
3	3-2	土地の登記記録調査表（一覽）	59条	3	3-2	土地の登記記録調査表（一覽）	59条
3	3-3	土地の登記記録調査表	59条	3	3-3	土地の登記記録調査表	59条
3	3-4	建物の登記記録調査表（一覽）	59条	3	3-4	建物の登記記録調査表（一覽）	59条
3	3-5	建物の登記記録調査表	59条	3	3-5	建物の登記記録調査表	59条
3	3-6	権利者調査表（土地）	59条	3	3-6	権利者調査表（土地）	59条
3	3-7	権利者調査表（建物）	59条	3	3-7	権利者調査表（建物）	59条
3	3-8	共有者調査書	59条	3	3-8	共有者調査書	59条
3	3-9	戸籍簿等調査表	59条	3	3-9	戸籍簿等調査表	59条
3	3-10	【欠番】		3	3-10	【欠番】	
3	3-11	【欠番】		3	3-11	【欠番】	

福島県農林水産部用地調査等委託業務事務処理要領 新旧対照表

新										旧																																																																																																																																																																	
<p>様式7-5-2</p> <p style="text-align: center;">居住者等調査表</p> <p>(借家・借間)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">調査者</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;">調査年月日</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;">整理番号</td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>氏名又は名称</td> <td colspan="3"></td> <td>電話番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>続柄</td> <td>氏名</td> <td>生年月日</td> <td>職業</td> <td colspan="2">勤務先所在地</td> </tr> <tr> <td>世帯主</td> <td colspan="2">年 月 日</td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">年 月 日</td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">年 月 日</td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>家主氏名</td> <td colspan="2">家賃</td> <td>月</td> <td>円</td> <td>権利金敷金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>借家面積</td> <td>㎡</td> <td>借間面積</td> <td colspan="2"></td> <td>住居面積</td> <td>㎡</td> </tr> <tr> <td>借家・借間 契約年月日</td> <td>年 月 日</td> <td>契約期間</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2" style="color: red;">住民基本台 帳、住民票</td> </tr> <tr> <td>使用状況</td> <td>入居日 年 月 日</td> <td>入居期間</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2" style="color: red;">賃貸借契約書 等の有無</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="5">家賃差について、特筆すべき事情がある場合は、該当欄に記載する。</td> </tr> </table> <p>注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。</p>										調査者		調査年月日		整理番号		住所						氏名又は名称				電話番号		続柄	氏名	生年月日	職業	勤務先所在地		世帯主	年 月 日						年 月 日						年 月 日					家主氏名	家賃		月	円	権利金敷金	円	借家面積	㎡	借間面積			住居面積	㎡	借家・借間 契約年月日	年 月 日	契約期間			住民基本台 帳、住民票		使用状況	入居日 年 月 日	入居期間			賃貸借契約書 等の有無		備考	家賃差について、特筆すべき事情がある場合は、該当欄に記載する。					<p>様式7-5-2</p> <p style="text-align: center;">居住者等調査表</p> <p>(借家・借間)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">調査者</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;">調査年月日</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;">整理番号</td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>氏名又は名称</td> <td colspan="3"></td> <td>電話番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>続柄</td> <td>氏名</td> <td>生年月日</td> <td>職業</td> <td colspan="2">勤務先所在地</td> </tr> <tr> <td>世帯主</td> <td colspan="2">年 月 日</td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">年 月 日</td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">年 月 日</td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>家主氏名</td> <td colspan="2">家賃</td> <td>月</td> <td>円</td> <td>権利金敷金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>借家面積</td> <td>—</td> <td>借間面積</td> <td colspan="2"></td> <td>住居面積</td> <td>㎡</td> </tr> <tr> <td>借家・借間 契約年月日</td> <td>年 月 日</td> <td>契約期間</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2" style="color: red;">賃貸借契約書 住民票等の</td> </tr> <tr> <td>使用状況</td> <td>入居日 年 月 日</td> <td>入居期間</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2" style="color: red;">有無</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="5">家賃差について、特筆すべき事情がある場合は、該当欄に記載する。</td> </tr> </table> <p>注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。</p>										調査者		調査年月日		整理番号		住所						氏名又は名称				電話番号		続柄	氏名	生年月日	職業	勤務先所在地		世帯主	年 月 日						年 月 日						年 月 日					家主氏名	家賃		月	円	権利金敷金	円	借家面積	—	借間面積			住居面積	㎡	借家・借間 契約年月日	年 月 日	契約期間			賃貸借契約書 住民票等の		使用状況	入居日 年 月 日	入居期間			有無		備考	家賃差について、特筆すべき事情がある場合は、該当欄に記載する。				
調査者		調査年月日		整理番号																																																																																																																																																																							
住所																																																																																																																																																																											
氏名又は名称				電話番号																																																																																																																																																																							
続柄	氏名	生年月日	職業	勤務先所在地																																																																																																																																																																							
世帯主	年 月 日																																																																																																																																																																										
	年 月 日																																																																																																																																																																										
	年 月 日																																																																																																																																																																										
家主氏名	家賃		月	円	権利金敷金	円																																																																																																																																																																					
借家面積	㎡	借間面積			住居面積	㎡																																																																																																																																																																					
借家・借間 契約年月日	年 月 日	契約期間			住民基本台 帳、住民票																																																																																																																																																																						
使用状況	入居日 年 月 日	入居期間			賃貸借契約書 等の有無																																																																																																																																																																						
備考	家賃差について、特筆すべき事情がある場合は、該当欄に記載する。																																																																																																																																																																										
調査者		調査年月日		整理番号																																																																																																																																																																							
住所																																																																																																																																																																											
氏名又は名称				電話番号																																																																																																																																																																							
続柄	氏名	生年月日	職業	勤務先所在地																																																																																																																																																																							
世帯主	年 月 日																																																																																																																																																																										
	年 月 日																																																																																																																																																																										
	年 月 日																																																																																																																																																																										
家主氏名	家賃		月	円	権利金敷金	円																																																																																																																																																																					
借家面積	—	借間面積			住居面積	㎡																																																																																																																																																																					
借家・借間 契約年月日	年 月 日	契約期間			賃貸借契約書 住民票等の																																																																																																																																																																						
使用状況	入居日 年 月 日	入居期間			有無																																																																																																																																																																						
備考	家賃差について、特筆すべき事情がある場合は、該当欄に記載する。																																																																																																																																																																										

福島県農林水産部用地調査等委託業務事務処理要領 新旧対照表

新

「別記Ⅰ」建物等区分表

表Ⅰ 建物区分

区 分	判 断 基 準
木造建物〔Ⅰ〕	<u>以下のいずれかに該当する建物</u> ・土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、 <u>軸組工法</u> により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又は2階建の建物 ・ <u>主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法により建設されている専用住宅で平屋建又は2階建の建物</u>
木造建物〔Ⅱ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、 <u>軸組工法</u> により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物〔Ⅰ〕に含まれないと判断されるもの又は3階建の建物
木造建物〔Ⅲ〕	<u>木造建物〔Ⅰ〕及び木造建物〔Ⅱ〕以外の建物</u>
木造特殊建物	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、 <u>軸組工法</u> により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物
非木造建物〔Ⅰ〕	柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造若しくはコンクリートブロック造の建物又は鉄骨系プレハブ工法（ <u>軽量鉄鋼造</u> ）により建築されている専用住宅若しくは共同住宅の建物
非木造建物〔Ⅱ〕	<u>非木造建物〔Ⅰ〕以外の建物（石造、レンガ造等の建物又は鉄骨系プレハブ工法（<u>重量鉄鋼造</u>）、コンクリート系プレハブ工法等により建築されている建物）</u>

旧

「別記Ⅰ」建物等区分表

表Ⅰ 建物区分

区 分	判 断 基 準
木造建物〔Ⅰ〕	<u>土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法</u> により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又は2階建の建物
木造建物〔Ⅱ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、 <u>軸組（在来）工法</u> により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物〔Ⅰ〕に含まれないと判断されるもの又は3階建の建物
木造建物〔Ⅲ〕	<u>土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又はプレハブ工法等軸組（在来）工法以外の工法により建築された建物</u>
木造特殊建物	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、 <u>軸組（在来）工法</u> により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物
非木造建物〔Ⅰ〕	柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、 <u>コンクリートブロック造等の建物</u>
非木造建物〔Ⅱ〕	<u>石造、レンガ造及びプレハブ工法により建築されている鉄骨系又はコンクリート系の建物</u>

福島県農林水産部用地調査等委託業務事務処理要領 新旧対照表

新

価格積算基準

別表-2 用地測量業務 諸経费率表

(1) 諸経费率標準値

直接測量費 (成果検定費を除く)	50万円以下	50万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
率又は変数値	95.8%	288.50	-0.084	61.4%

旧

価格積算基準

別表-2 用地測量業務 諸経费率表

(1) 諸経费率標準値

直接測量費 (成果検定費を除く)	50万円以下	50万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
率又は変数値	91.2%	371.23	-0.107	51.7%

福島県農林水産部用地調査等委託業務事務処理要領 新旧対照表

新		旧		
調査及び作業の種類		調査及び作業の種類		
建物等の調査	作業の種類	備考		
	附属工作物の調査・算定（農家敷地A）			
	附属工作物の調査・算定（農家敷地B）			
	附属工作物の調査・算定（工場の敷地）			
	附属工作物の調査・算定（独立工作物）			
	附属工作物の見積（独立工作物）			
	庭園の調査・算定（A）			
	庭園の調査・算定（B）			
	庭園の調査・算定（C）			
	墳墓の調査・算定（A）			
	墳墓の調査・算定（B）			
	墳墓の調査・算定（C）			
	墳墓の調査・算定（D）			
	墳墓の調査・算定（E）			
	立竹木の調査・算定（用材林）			
	立竹木の調査・算定（薪炭林）			
	立竹木の調査・算定（取壊樹）			
	立竹木の調査・算定（竹林）			
	立竹木の調査・算定（苗木（樺木畑））			
	立毛の調査			
	建物等の残地移転要件の該当性の検討			
	建物計画案の作成			
	照応建物の設計案の作成			
	営業その他の調査	現地踏査		
		営業の調査・算定		
		仮営業所設置工事費用の調査・算定（プレハブリース）		
		仮営業所設置工事費用の調査・算定（賃貸物件）		
居住者等の調査				
動産の調査・算定（一般住家）				
動産の調査・算定（農家住家）				
動産の調査・算定（店舗）				
動産の調査・算定（事務所）				
動産の調査・算定（工場）				
動産の調査・算定（倉庫）				
その他通損の補償額算定（仮住居又は借家人）				
その他通損の補償額算定（移転雑費）				
その他（1）（仮住居あり・標準調査調査あり）				
その他（1）（仮住居あり・標準調査調査なし）				
その他（2）				
消費税等調査		消費税等の取扱いに関する調査（営業調査を伴わないもの）		
		消費税等の取扱いに関する調査（営業調査を伴うもの）		
予備調査		現地踏査		
		関係資料収集		
		企業内容等の調査（予備）		
		敷地使用実態の調査・算定（予備）		
		建物の調査・算定（予備）		
		機械設備等の調査・算定（予備）		
		移転計画案の作成（予備）		
建物等の調査		作業の種類	備考	
		附属工作物の調査・算定（農家敷地A）		
	附属工作物の調査・算定（農家敷地B）			
	附属工作物の調査・算定（工場の敷地）			
	附属工作物の調査・算定（独立工作物）			
	附属工作物の見積（独立工作物）			
	庭園の調査・算定（A）			
	庭園の調査・算定（B）			
	庭園の調査・算定（C）			
	墳墓の調査・算定（A）			
	墳墓の調査・算定（B）			
	墳墓の調査・算定（C）			
	墳墓の調査・算定（D）			
	墳墓の調査・算定（E）			
	立竹木の調査・算定（用材林）			
	立竹木の調査・算定（薪炭林）			
	立竹木の調査・算定（取壊樹）			
	立竹木の調査・算定（竹林）			
	立竹木の調査・算定（苗木（樺木畑））			
	立毛の調査			
	建物等の残地移転要件の該当性の検討			
	建物計画案の作成			
	照応建物の設計案の作成			
	営業その他の調査	現地踏査		
		営業の調査・算定		
		仮営業所設置工事費用の調査・算定（プレハブリース）		
		仮営業所設置工事費用の調査・算定（賃貸物件）		
居住者等の調査				
動産の調査・算定（一般住家）				
動産の調査・算定（農家住家）				
動産の調査・算定（店舗）				
動産の調査・算定（事務所）				
動産の調査・算定（工場）				
動産の調査・算定（倉庫）				
その他通損の補償額算定（仮住居又は借家人）				
その他通損の補償額算定（移転雑費）				
その他（1）				
その他（2）				
消費税等調査		消費税等の取扱いに関する調査（営業調査を伴わないもの）		
		消費税等の取扱いに関する調査（営業調査を伴うもの）		
予備調査		現地踏査		
		関係資料収集		
		企業内容等の調査（予備）		
		敷地使用実態の調査・算定（予備）		
		建物の調査・算定（予備）		
		機械設備等の調査・算定（予備）		
		移転計画案の作成（予備）		

福島県農林水産部用地調査等委託業務事務処理要領 新旧対照表

新
標準歩掛

【用地別】

作業の種類	労務又は作業項目の名称	単位	1000㎡	作業条件	歩掛(単位:1/500)
作業内容	編成 (A)	主任	1.0	標準	1.00
		主任	1.0		
作業内容	測量 (B)	主任	1.0	標準	1.00
		主任	1.0		
作業内容	測量 (C)	主任	1.0	標準	1.00
		主任	1.0		
内 業			1.00		1.00
外 業			1.00		1.00
計			2.00		2.00

注: 本表については既存取引地等を利用する場合は計上しないものとする。

旧
標準歩掛

【用地別】

作業の種類	現況調査平面図の作成	単位	10,000㎡	作業条件	耕地(幅尺:1/500)
作業内容	編成 (A)	主任	1.0	標準	1.00
		主任	1.0		
作業内容	測量 (B)	主任	1.0	標準	1.00
		主任	1.0		
作業内容	測量 (C)	主任	1.0	標準	1.00
		主任	1.0		
内 業			1.00		1.00
外 業			1.00		1.00
計			2.00		2.00

注: 本表については、既存の地図等を利用する場合は計上しないものとする。

福島県農林水産部用地調査等委託業務事務処理要領 新旧対照表

新

【用地調査】

作業の種別		作業内容												単位	1km	作業条件	耕地	
作業内容	作業区分	作業内容												単位	1km	作業条件	耕地	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12					
調査	内	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
調査	外																	
調査	内																	
調査	外																	
内		1.00 1.00 1.00 1.00 1.00 1.00 1.00 1.00 1.00 1.00 1.00 1.00 1.00 1.00												各費目の直接人件費に於ける割合				
外		1.00 1.00 1.00 1.00 1.00 1.00 1.00 1.00 1.00 1.00 1.00 1.00 1.00 1.00												各費目の直接人件費に於ける割合				
計		1.00 1.00 1.00 1.00 1.00 1.00 1.00 1.00 1.00 1.00 1.00 1.00 1.00 1.00												材料費 1.0%				

旧

【用地調査】

作業の種別		作業内容												単位	1km	作業条件	耕地	
作業内容	作業区分	作業内容												単位	1km	作業条件	耕地	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12					
調査	内	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
調査	外																	
調査	内																	
調査	外																	
内		1.00 1.00 1.00 1.00 1.00 1.00 1.00 1.00 1.00 1.00 1.00 1.00 1.00 1.00												各費目の直接人件費に於ける割合				
外		1.00 1.00 1.00 1.00 1.00 1.00 1.00 1.00 1.00 1.00 1.00 1.00 1.00 1.00												各費目の直接人件費に於ける割合				
計		1.00 1.00 1.00 1.00 1.00 1.00 1.00 1.00 1.00 1.00 1.00 1.00 1.00 1.00												材料費 1.0%				

福島県農林水産部用地調査等委託業務事務処理要領 新旧対照表

新

【旧規例】

作業の種類	土地境界線図書の作成										単位	10,000㎡	作業条件	新地					
作業内容	内 外	直接人件費及び労務費									材料費の構成				機械経費の構成				
		編成 (A)			測量日数 (B)			歩掛り (C)=(A)×(B)			品名	規格	単量	備考	機械名	規格	単量	備考	
境界図	外	1.0	1.0		0.00	0.00		0.00	0.00	1.00									
境界線作成	内	1.0	1.0		0.40	0.40		0.40	0.40	0.80									
外 業								0.00	0.00	1.00	各費目の直接人件費に対する割合								
内 業					0.40	0.40	0.80	費目	割合	備考	費目	割合	備考						
計					1.20	1.20	2.40	材料費	0.1%		機械経費	1.1%							

旧

【旧規例】

作業の種類	土地境界線図書の作成										単位	10,000㎡	作業条件	新地					
作業内容	内 外	直接人件費及び労務費									材料費の構成				機械経費の構成				
		編成 (A)			測量日数 (B)			歩掛り (C)=(A)×(B)			品名	規格	単量	備考	機械名	規格	単量	備考	
境界図	外	1.0	1.0		0.00	0.00		0.00	0.00	1.00									
境界線作成	内	1.0	1.0		0.40	0.40		0.40	0.40	0.80									
外 業								0.00	0.00	1.00	各費目の直接人件費に対する割合								
内 業					0.40	0.40	0.80	費目	割合	備考	費目	割合	備考						
計					1.20	1.20	2.40	材料費	0.1%		機械経費	1.1%							

福島県農林水産部用地調査等委託業務事務処理要領 新旧対照表

新

旧

【現地測量】

作業の種類	測定測量	単位	10,000円	作業条件	耕地													
作業内容	内	直接人件費及び労務費				材料費の構成	機械経費の構成											
		編成 (A)	所要日数 (B)	歩掛り (C) = (A) × (B)														
		主任	技師	技師	補助	主任	技師	技師	補助	品名	規格	単位	備考	機械名	規格	単位	備考	
調査	外	1.0	1.0	1.0	1.0	1.70	1.70	1.70	1.70									
資料収集整理	内	1.0	1.0	1.0		0.50	0.50	0.50										
内		1.70				1.70	1.70	6.80	各費目の直接人件費に対する割合									
内		0.50				0.50	0.50	1.50	費目	割合	備考	費目	割合	備考				
計		2.20				2.20	1.70	8.30	材料費	91.0%		機械経費	8.0%					

備考 測定測量とは、境界確認において境界を確定するうえで法務局において提出済みの地籍測量図他参考資料による概の復元を行うものである。

【現地測量】

作業の種類	復元測量	単位	10,000円	作業条件	耕地													
作業内容	内	直接人件費及び労務費				材料費の構成	機械経費の構成											
		編成 (A)	所要日数 (B)	歩掛り (C) = (A) × (B)														
		主任	技師	技師	補助	主任	技師	技師	補助	品名	規格	単位	備考	機械名	規格	単位	備考	
調査	外	1.0	1.0	1.0	1.0	1.70	1.70	1.70	1.70									
資料収集整理	内	1.0	1.0	1.0		0.50	0.50	0.50										
内		1.70				1.70	1.70	6.80	各費目の直接人件費に対する割合									
内		0.50				0.50	0.50	1.50	費目	割合	備考	費目	割合	備考				
計		2.20				2.20	1.70	8.30	材料費	82%		機械経費	18%					

※ 復元測量とは、境界確認において境界を確定するうえで法務局において提出済みの地籍測量図他参考資料による概の復元を行うものである。

福島県農林水産部用地調査等委託業務事務処理要領 新旧対照表

新

旧

【用地調査】

作業の種類		補助基準点の設置								単位	10,000㎡	作業条件	標準								
作業内容	内外	直接人件費及び労務費								材料費の構成				機械経費の構成							
		編成 (A)				所要日数 (B)				歩掛り (C) = (A) × (B)				品名	規格	単位	備考	機種名	規格	単位	備考
		主任	技師	助部	補助	主任	技師	助部	補助	主任	技師	助部	補助								
補助基準点の設置	外	1.0	1.0	1.0	1.0	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80								
資料収集整理	内	1.0	1.0			0.40	0.40	0.40		0.40	0.40	0.40									
作業										0.80	0.80	0.80	0.80	各費目の直接人件費に対する割合							
内業										0.40	0.40	0.40	1.20	費目	割合	備考	費目	割合	備考		
計										1.20	1.20	1.20	0.80	材料費	3.0%		機械経費	3.5%			

【用地調査】

作業の種類		補助基準点の設置								単位	10,000㎡	作業条件	標準								
作業内容	内外	直接人件費及び労務費								材料費の構成				機械経費の構成							
		編成 (A)				所要日数 (B)				歩掛り (C) = (A) × (B)				品名	規格	単位	備考	機種名	規格	単位	備考
		主任	技師	助部	補助	主任	技師	助部	補助	主任	技師	助部	補助								
補助基準点の設置	外	1.0	1.0	1.0	1.0	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80								
資料収集整理	内	1.0	1.0	1.0		0.40	0.40	0.40		0.40	0.40	0.40									
作業										0.80	0.80	0.80	0.80	各費目の直接人件費に対する割合							
内業										0.40	0.40	0.40	1.20	費目	割合	備考	費目	割合	備考		
計										1.20	1.20	1.20	0.80	材料費	3.0%		機械経費	3.5%			

福島県農林水産部用地調査等委託業務事務処理要領 新旧対照表

新

旧

【用地調査】

作業の種類	境界測量	単位	10,000㎡	作業条件	耕種													
作業内容	内	直接人件費及び労務費				材料費の構成	機械経費の構成											
		編成 (A)		歩掛り (C)=(A)×(B)														
		主任	技師	補助	主任	技師	補助	計	品名	規格	単位数	備考	品名	規格	単位数	備考		
測定	内	1.4	1.0	1.4	1.0	1.40	1.40	1.40										
境界・高程測量	内	1.4	1.0	1.4		0.70	0.70	0.70										
各業									各費目の直接人件費に対する割合									
内業									費目	割合	備考	費目	割合	備考				
計									2.80	2.80	1.40	50%	材料費	2.8%		機械経費	3.2%	

【用地調査】

作業の種類	境界測量	単位	10,000㎡	作業条件	耕種													
作業内容	内	直接人件費及び労務費				材料費の構成	機械経費の構成											
		編成 (A)		歩掛り (C)=(A)×(B)														
		主任	技師	補助	主任	技師	補助	計	品名	規格	単位数	備考	品名	規格	単位数	備考		
測定	内	1.0	1.0	1.0	1.0	1.00	1.00	1.00										
境界・高程測量	内	1.0	1.0	1.0		0.50	0.50	0.50										
各業									各費目の直接人件費に対する割合									
内業									費目	割合	備考	費目	割合	備考				
計									2.00	2.00	1.00	50%	材料費	2.0%		機械経費	2.0%	

福島県農林水産部用地調査等委託業務事務処理要領 新旧対照表

新

旧

【用地測量】

作業の種類	用地境界測量(建物等)	単位	10,000㎡	作業条件													
作業内容	直接人件費及び労務費								材料費の構成				機械経費の構成				
	主任技師	主任技師補助	主任技師補助	主任技師補助	主任技師補助	主任技師補助	主任技師補助	主任技師補助	品名	規格	単価	備考	品名	規格	単価	備考	
測定内	1.0	1.0	1.0	1.0	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	2.40				
図面等作成内	1.0	1.0	1.0		0.30	0.30	0.30	0.30					0.00				
外 業								各費目の直接人件費に対する割合									
								0.00	0.00	0.00	0.00	2.40					
内 業								0.30	0.30	0.30	0.00	費目	割合	備考	費目	割合	備考
計								0.30	0.30	0.30	0.00	材料費	2.40%		機械経費	2.40%	

注：公共用地境界確定協議の現況実測平面図作成と測量箇所が重複する場合は、その数量を控除するものとする。

【用地測量】

作業の種類	用地境界測量(建物等)	単位	10,000㎡	作業条件													
作業内容	直接人件費及び労務費								材料費の構成				機械経費の構成				
	主任技師	主任技師補助	主任技師補助	主任技師補助	主任技師補助	主任技師補助	主任技師補助	主任技師補助	品名	規格	単価	備考	品名	規格	単価	備考	
測定内	1.0	1.0	1.0	1.0	0.48	0.00	0.00	0.00									
図面等作成内	1.0	1.0	1.0		0.30	0.30	0.30	0.30					0.00				
外 業								各費目の直接人件費に対する割合									
								0.00	0.00	0.00	0.00	2.40					
内 業								0.30	0.30	0.30	0.00	費目	割合	備考	費目	割合	備考
計								0.30	0.30	0.30	0.00	材料費	2.40%		機械経費	2.40%	

注：公共用地境界確定協議の現況実測平面図作成と測量箇所が重複する場合は、その数量を控除するものとする。

福島県農林水産部用地調査等委託業務事務処理要領 新旧対照表

新

旧

【用地測量】

作業の種類	境界点測量	単位	10,000㎡	作業条件	耕地
-------	-------	----	---------	------	----

作業内容	内 外 別	直接人件費及び労務費												材料費の構成				機械経費の構成			
		編成 (A)			所要日数 (B)			歩掛り (C) = (A) × (B)			品名	規格	単位	備考	機械名	規格	単位	備考			
		主任技師	技師	助技師	主任技師	技師	助技師	主任技師	技師	助技師											
測 定 費		1.0	1.0	1.0	1.20	1.20	1.20	1.20	1.20	1.20	1.20	1.20									
資料収集費	内	1.0	1.0	1.0	0.20	0.40	0.40	0.20	0.40	0.40	0.20	0.40									
外 業								1.20	1.20	1.20	1.20	各費目の直接人件費に対する割合									
内 業								0.20	0.40	0.40	1.00	費目	割合	備考	費目	割合	備考				
計								1.40	1.80	1.80	4.00	材料費	2.25		機械経費	1.75					

【用地測量】

作業の種類	境界点測量	単位	10,000㎡	作業条件	耕地
-------	-------	----	---------	------	----

作業内容	内 外 別	直接人件費及び労務費												材料費の構成				機械経費の構成			
		編成 (A)			所要日数 (B)			歩掛り (C) = (A) × (B)			品名	規格	単位	備考	機械名	規格	単位	備考			
		主任技師	技師	助技師	主任技師	技師	助技師	主任技師	技師	助技師											
測 定 費	外	1.0	1.0	1.0	1.20	1.20	1.20	1.20	1.20	1.20	1.20	1.20									
資料収集費	内	1.0	1.0	1.0	0.20	0.40	0.40	0.20	0.40	0.40	0.20	0.40									
外 業								1.20	1.20	1.20	1.20	各費目の直接人件費に対する割合									
内 業								0.20	0.40	0.40	1.00	費目	割合	備考	費目	割合	備考				
計								1.40	1.60	1.60	4.00	材料費	2.25		機械経費	1.75					

福島県農林水産部用地調査等委託業務事務処理要領 新旧対照表

新

旧

(別紙-1)
建物の調査 (略)

(1) ~ (3) (略)

(4) 非木造建物の調査及び算定

非木造建物の調査及び算定を行う場合は、表-6の構造別区分及び表-7の用途による区分によるものとし、各歩掛表の作業条件に定める面積以外の場合の補正は、表-8によるものとする。
(非木造建物Dにあつては、木造建物の表-4によるものとする。)

ただし、第8章の予備調査を行っているものについては、歩掛(調査外業、調査内業(図面作成等))を70パーセントに補正するものとする。

表-6

区 分	構 造
非木造建物 A	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造のうち耐火被覆を行うもの (S耐火)
非木造建物 B	鉄骨造 (非木造建物Aを除く。)、軽量鉄骨造 (<u>鉄骨系プレハブ工法により建築されている専用住宅・共同住宅を含む</u>)
非木造建物 C	コンクリートブロック造、石造、れんが造
非木造建物 D	プレハブ造 (<u>非木造建物B及び木質系の専用住宅を除く</u>)

表-7・表-8 (略)

(別紙-1)
建物の調査 (略)

(1) ~ (3) (略)

(4) 非木造建物の調査及び算定

非木造建物の調査及び算定を行う場合は、表-6の構造別区分及び表-7の用途による区分によるものとし、各歩掛表の作業条件に定める面積以外の場合の補正は、表-8によるものとする。
(非木造建物Dにあつては、木造建物の表-4によるものとする。)

ただし、第8章の予備調査を行っているものについては、歩掛(調査外業、調査内業(図面作成等))を70パーセントに補正するものとする。

表-6

区 分	構 造
非木造建物 A	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造のうち耐火被覆を行うもの (S耐火)
非木造建物 B	鉄骨造 (非木造建物Aを除く。)、軽量鉄骨造
非木造建物 C	コンクリートブロック造、石造、れんが造
非木造建物 D	プレハブ造 (<u>鉄骨系、コンクリート系、木質系</u>)

表-7・表-8 (略)

福島県農林水産部用地調査等委託業務事務処理要領 新旧対照表

新

旧

【作業その他の調査】

作業の種類		作業の調査・算定		単位	1事業所 (企業)	作業条件																		
作業内容 種別	内 外	直接人件費及び労務費												材料費等				機械経費						
		編成 (A)				所要日数 (B)				乗掛り (C)=(A)×(B)				品名	規格	単 位	量	備考	機械名	規格	単 位	量	備考	
		主任技師 A	技師 B	技師 C	技師 D	主任技師 A	技師 B	技師 C	技師 D	主任技師 A	技師 B	技師 C	技師 D											計
調査	外	1.0	1.0	1.0		0.51	0.51	0.51		0.51	0.51	0.51												
資料整理等	内	1.0	1.0	1.0		0.51	1.53	1.53		0.51	1.53	1.53												
算定等	内	1.0	1.0	1.0		0.51	1.53	1.53		0.51	1.53	1.53												
外							0.51	0.51	0.51		0.51	0.51	0.51											
内							1.53	3.07	3.07		1.53	3.07	3.07											
計							1.53	3.07	3.07		1.53	3.07	3.07											

注1: (略)
注2: (略)

【作業その他の調査】

作業の種類		作業の調査・算定		単位	1事業所 (企業)	作業条件																		
作業内容 種別	内 外	直接人件費及び労務費												材料費等				機械経費						
		編成 (A)				所要日数 (B)				乗掛り (C)=(A)×(B)				品名	規格	単 位	量	備考	機械名	規格	単 位	量	備考	
		主任技師 A	技師 B	技師 C	技師 D	主任技師 A	技師 B	技師 C	技師 D	主任技師 A	技師 B	技師 C	技師 D											計
調査	外	1.0	1.0	1.0		0.51	0.51	0.51		0.51	0.51	0.51												
資料整理等	内	1.0	1.0	1.0		0.51	1.53	1.53		0.51	1.53	1.53												
算定等	内	1.0	1.0	1.0		0.51	1.53	1.53		0.51	1.53	1.53												
外							0.51	0.51	0.51		0.51	0.51	0.51											
内							1.53	3.07	3.07		1.53	3.07	3.07											
計							1.53	3.07	3.07		1.53	3.07	3.07											

注1: (略)
注2: (略)

福島県農林水産部用地調査等委託業務事務処理要領 新旧対照表

新

旧

【作業その他の調査】

作業の種類		作業の調査・算定 (一般住家)												単位	1戸(世帯)	作業条件													
作業内容 作業別	内外	直接人件費及び労務費												材料費等				機械経費											
		編成 (A)				所要日数 (B)				歩掛り (C)=(A)×(B)				品名	規格	単位	数量	備考	機械名	規格	単位	数量	備考						
		主任技師	技師	技師	技師	主任技師	技師	技師	技師	主任技師	技師	技師	技師											計					
調査	外			1.0	1.0					0.21	0.21			0.21	0.21														
調査兼作成	内			1.0	1.0			0.08	0.08			0.08	0.08																
算定	内	1.0	1.0	1.0	1.0			0.04	0.05	0.02	0.05	0.04	0.05	0.08	0.07														
		外 業																											
		内 業																											
		計																											

【作業その他の調査】

作業の種類		作業の調査・算定 (一般住家)												単位	1戸(世帯)	作業条件													
作業内容 作業別	内外	直接人件費及び労務費												材料費等				機械経費											
		編成 (A)				所要日数 (B)				歩掛り (C)=(A)×(B)				品名	規格	単位	数量	備考	機械名	規格	単位	数量	備考						
		主任技師	技師	技師	技師	主任技師	技師	技師	技師	主任技師	技師	技師	技師											計					
調査	外			1.0	1.0					0.21	0.21			0.21	0.21														
調査兼作成	内			1.0	1.0			0.08	0.08			0.08	0.08																
算定	内	1.0	1.0	1.0	1.0			0.04	0.05	0.02	0.05	0.04	0.05	0.09	0.08														
		外 業																											
		内 業																											
		計																											

福島県農林水産部用地調査等委託業務事務処理要領 新旧対照表

新

旧

【営業その他の調査】

作業の種類	動態の調査・算定 (倉庫)	単位	1事業所	作業条件	50㎡以上150㎡未満
-------	---------------	----	------	------	-------------

作業内容 内外 備考	直接人件費及び労務費												材料費等				機械経費						
	編成 (A)				所要日数 (B)				歩掛り (C)=(A)×(B)				品名	規格	単位	数量	備考	機械名	規格	単位	数量	備考	
	主任技師	技師	技師	技師	主任技師	技師	技師	技師	主任技師	技師	技師	技師											計
調査外			1.0	1.0			0.15	0.15			0.15	0.15	0.30										
調査著作成内			1.0	1.0			0.04	0.11			0.04	0.11	0.17										
算定内	1.0	1.0	1.0	1.0	0.02	0.03	0.07	0.07	0.02	0.03	0.07	0.07	0.34										
外 業																							
内 業																							
計																							

【営業その他の調査】

作業の種類	動態の調査・算定 (倉庫)	単位	1事業所	作業条件	50㎡以上150㎡未満
-------	---------------	----	------	------	-------------

作業内容 内外 備考	直接人件費及び労務費												材料費等				機械経費						
	編成 (A)				所要日数 (B)				歩掛り (C)=(A)×(B)				品名	規格	単位	数量	備考	機械名	規格	単位	数量	備考	
	主任技師	技師	技師	技師	主任技師	技師	技師	技師	主任技師	技師	技師	技師											計
調査外			1.0	1.0			0.13	0.13			0.13	0.13	0.26										
調査著作成内			1.0	1.0			0.04	0.14			0.04	0.14	0.18										
算定内	1.0	1.0	1.0	1.0	0.02	0.03	0.06	0.06	0.02	0.03	0.06	0.06	0.17										
外 業																							
内 業																							
計																							

福島県農林水産部用地調査等委託業務事務処理要領 新旧対照表

新

旧

【作業その他の概要】

作業の種類	その他過誤の補償額算定(移転補償)	単位	1所有者又は1世帯	作業条件																			
作業内容	内外業別	直接人件費及び労務費			材料費等				機械経費														
		編成(A)				所要日数(B)				歩掛り(C)=(A)×(B)				品名	規格	単位	数量	備考	機械名	規格	単位	数量	備考
主任技師	技師	技師	技師	主任技師	技師	技師	技師	主任技師	技師	技師	技師	技師	計										
A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C	D	計											
算定	内	1.0	1.0	1.0		0.04	0.06	0.04	0.06	0.04	0.06	0.04	0.06	0.04	0.06	0.04	0.06	0.04	0.06	0.04	0.06	0.04	0.06
外業												その他											
内業												その他											
計												その他											

【作業その他の概要】

作業の種類	その他過誤の補償額算定(移転補償)	単位	1所有者又は1世帯	作業条件																			
作業内容	内外業別	直接人件費及び労務費			材料費等				機械経費														
		編成(A)				所要日数(B)				歩掛り(C)=(A)×(B)				品名	規格	単位	数量	備考	機械名	規格	単位	数量	備考
主任技師	技師	技師	技師	主任技師	技師	技師	技師	主任技師	技師	技師	技師	技師	計										
A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C	D	計											
算定	内	1.0	1.0	1.0		0.04	0.06	0.04	0.06	0.04	0.06	0.04	0.06	0.04	0.06	0.04	0.06	0.04	0.06	0.04	0.06	0.04	0.06
外業												その他											
内業												その他											
計												その他											

福島県農林水産部用地調査等委託業務事務処理要領 新旧対照表

新	旧																																																																																																																																																																																																																														
<p>【作業その他の概要】</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">作業の種類</td> <td style="width: 40%;">その他(1) (居住部あり・標準家賃額あり)</td> <td style="width: 10%;">単位</td> <td style="width: 10%;">1世帯</td> <td style="width: 30%;">作業条件</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">作業内容 追加</th> <th colspan="12">家賃人員費並びに雑費</th> <th colspan="4">詳細費</th> <th colspan="4">繰上経費</th> </tr> <tr> <th colspan="4">固定 (A)</th> <th colspan="4">所要人員 (B)</th> <th colspan="4">歩掛り (C)=(A)×(B)</th> <th rowspan="2">点工</th> <th rowspan="2">労務</th> <th rowspan="2">位置</th> <th rowspan="2">雑費</th> <th rowspan="2">繰上</th> <th rowspan="2">繰上</th> <th rowspan="2">繰上</th> <th rowspan="2">繰上</th> </tr> <tr> <th>日</th><th>田</th><th>田</th><th>田</th> <th>日</th><th>田</th><th>田</th><th>田</th> <th>日</th><th>田</th><th>田</th><th>田</th> </tr> <tr> <th>別</th><th>A</th><th>B</th><th>C</th><th>D</th> <th>別</th><th>A</th><th>B</th><th>C</th><th>D</th> <th>別</th><th>A</th><th>B</th><th>C</th><th>D</th> <th>点</th><th>労</th><th>位</th><th>雑</th> <th>繰</th><th>繰</th><th>繰</th><th>繰</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>借上</td> <td></td><td></td><td>1.0</td><td>1.0</td> <td></td><td></td><td>0.00</td><td>0.00</td> <td></td><td></td><td>0.00</td><td>0.00</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>標準家賃率</td> <td></td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>1.0</td> <td></td><td>0.00</td><td>0.00</td><td>0.00</td> <td></td><td>0.00</td><td>0.00</td><td>0.00</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>算定</td> <td></td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>1.0</td> <td></td><td>0.00</td><td>0.00</td><td>0.00</td> <td></td><td>0.00</td><td>0.00</td><td>0.00</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td colspan="12">計</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td colspan="12">計</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td colspan="12">計</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">注：借上家賃又は借家人の一般住家であって、居住者に関する雑費、動産に関する雑費及び算定、その他諸費に関する算定（居住部、借家人又は家賃減額措置及び繰上経費）の按てる条件とする場合は、各項目の産婦人員費を算出することなく、本歩掛を適用することができる。 なお、借上家賃の一般住家であって居住部を必要としなければ、その他(2)の歩掛を適用するものとする。</p>	作業の種類	その他(1) (居住部あり・標準家賃額あり)	単位	1世帯	作業条件	作業内容 追加	家賃人員費並びに雑費												詳細費				繰上経費				固定 (A)				所要人員 (B)				歩掛り (C)=(A)×(B)				点工	労務	位置	雑費	繰上	繰上	繰上	繰上	日	田	田	田	日	田	田	田	日	田	田	田	別	A	B	C	D	別	A	B	C	D	別	A	B	C	D	点	労	位	雑	繰	繰	繰	繰	借上			1.0	1.0			0.00	0.00			0.00	0.00											標準家賃率		1.0	1.0	1.0		0.00	0.00	0.00		0.00	0.00	0.00											算定		1.0	1.0	1.0		0.00	0.00	0.00		0.00	0.00	0.00											計																								計																								計																								<p>(新設)</p>
作業の種類	その他(1) (居住部あり・標準家賃額あり)	単位	1世帯	作業条件																																																																																																																																																																																																																											
作業内容 追加	家賃人員費並びに雑費												詳細費				繰上経費																																																																																																																																																																																																														
	固定 (A)				所要人員 (B)				歩掛り (C)=(A)×(B)				点工	労務	位置	雑費	繰上	繰上	繰上	繰上																																																																																																																																																																																																											
	日	田	田	田	日	田	田	田	日	田	田	田																																																																																																																																																																																																																			
別	A	B	C	D	別	A	B	C	D	別	A	B	C	D	点	労	位	雑	繰	繰	繰	繰																																																																																																																																																																																																									
借上			1.0	1.0			0.00	0.00			0.00	0.00																																																																																																																																																																																																																			
標準家賃率		1.0	1.0	1.0		0.00	0.00	0.00		0.00	0.00	0.00																																																																																																																																																																																																																			
算定		1.0	1.0	1.0		0.00	0.00	0.00		0.00	0.00	0.00																																																																																																																																																																																																																			
計																																																																																																																																																																																																																															
計																																																																																																																																																																																																																															
計																																																																																																																																																																																																																															

福島県農林水産部用地調査等委託業務事務処理要領 新旧対照表

新

旧

【作業その他の調査】

作業の種類	その他(1) (仮住居あり・標準定家調査なし)												単位	1世帯	作業条件									
作業内容	内外業別	直接人件費及び労務費												材料費等			機械経費							
		編成 (A)				所要日数 (B)				歩掛り (C)=(A)×(B)				品名	規格	単位	数量	備考	機械名	規格	単位	数量	備考	
		主任技師	技師	技師	技師	主任技師	技師	技師	技師	主任技師	技師	技師	技師	技師										
		A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C	D											
調査	外			1.0	1.0							0.28	0.28											
調査製作等	内	1.0	1.0	1.0		0.02	0.06	0.24		0.02	0.06	0.24												
算定	内	1.0	1.0	1.0	1.0	0.11	0.26	0.71	0.07	0.11	0.16	0.71	0.07											
外業																								
内業																								
計																								

注 建物所有者又は借家人の一般住居であって、居住者に関する調査、転居に関する調査及び算定、その他選換に関する算定（仮住居、借家人又は定家調査経費及び移転経費）のすべてを算定する場合には、各項目の直接人件費を算出することなく、本歩掛を適用することができる。
なお、建物所有者の一般住居であって仮住居を必要としないものは、2.2.1.2の歩掛を適用するものとする。

【作業その他の調査】

作業の種類	その他(1)												単位	1世帯	作業条件									
作業内容	内外業別	直接人件費及び労務費												材料費等			機械経費							
		編成 (A)				所要日数 (B)				歩掛り (C)=(A)×(B)				品名	規格	単位	数量	備考	機械名	規格	単位	数量	備考	
		主任技師	技師	技師	技師	主任技師	技師	技師	技師	主任技師	技師	技師	技師	技師										
		A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C	D											
調査	外			1.0	1.0							0.28	0.28											
調査製作等	内	1.0	1.0	1.0		0.02	0.06	0.24		0.02	0.06	0.24												
算定	内	1.0	1.0	1.0	1.0	0.11	0.26	0.71	0.07	0.11	0.16	0.71	0.07											
外業																								
内業																								
計																								

注 建物所有者又は借家人の一般住居であって、居住者に関する調査、転居に関する調査及び算定、その他選換に関する算定（仮住居、借家人又は定家調査経費及び移転経費）のすべてを算定する場合には、各項目の直接人件費を算出することなく、本歩掛を適用することができる。
なお、建物所有者の一般住居であって仮住居を必要としないものは、2.2.1.2の歩掛を適用するものとする。

